

お米のはなし

お米や稲に関するちょっとした情報・豆知識を専門家が綴る「お米のはなし」の第 85 弾をお届けします。

(シリーズ担当：R.I.)

お米のはなし 85 話 冷害と飢饉

近世(江戸初期以降)には、農業土木技術が進んで、用排水堀や灌漑施設が多く開発され、平坦な土地に広々とした田地ができ、また湖沼や海岸湿地などを干拓して新田開発を進めた結果、栽培北限まで稲作が可能になりました。こうして、近世以降は東北地方が米作の中心地(穀倉地帯)の1つとなったのですが、この地方では冷害が繰り返し起きて農民を苦しめました。

冷害による不作・凶作、それがもたらす飢饉は防ぎようがなく、江戸中期以降の宝暦・天明・天保の大飢饉は冷害が要因となって起こりました。昭和になってからも、6年(1931)、9年(1934)、16年(1941)などの冷害が農民らを飢饉に追い込んだのです。

昭和9年(1934)は、東北地方が冷害、関西が風水害、西日本が旱害となり、米が大凶作となりました。東北地方では、7月中の晴天がわずか5日であとは雨でした。9月は12日間も雨が降り続いたのです。米の収穫が平年作の12%という農村もありました。その上、零細農家の借金累積が著しく、秋から冬にかけて、娘の身売り(人身売買)、欠食児童、行き倒れ、凍死などが激増しました。まさに大飢饉です。

子どもたちが畑に残された芋や大根を生でかじるうちはまだ良かったのですが、飢饉に苦しむ人たちが、山に入って蕨、ゼンマイ、露つらみその他草の根などを掘り出して食べるようになりました。この飢饉は翌10年(1935)、さらに悪化したのです。衰弱して病人となる人が多かったにも拘わらず、徴税は容赦なく行われ、家財すら差し押さえられる農家も多かったのです。「東北農村惨状報告」によれば、岩手県3万余人、青森県15万人、秋田県1万5000人、北海道25万人、計45万人近くの農民が飢饉線上に立たされていたといえます。

東北の脅威・ヤマセ風：東北地方では、兩年にはウシトラ(丑寅：北東)の方から吹いてくる冷たいヤマセ風が雨を伴ってうすら寒くなります。盛夏になっても、北東の風が強くと、沖合から吹き続ける年には冷夏となって不作となります。三陸地方では、「飢饉は海より来たる」と言い伝えられていました。不作や凶作の年に最も減収がひどいのは、宮城県・岩手県・青森県の海からの風が吹きつける太平洋側の地帯で、同じ緯度でも秋田県側の被害は軽微です。

飢饉は、冷害などの天災、つまり自然災害がその主な原因ですが、それに付随する戦乱や政策の誤りなど人災によって被害が大きくなったことも少なくありません。戦国時代に相次いだ内乱では、田畑を荒らされ、耕作の機会を失うことが多く、さらに他国(他領)の兵士によって刈出されたりして生活のすべてを奪われる惨憺たる目に合うこともありました。

一方、原田（2006）は、「幕藩体制と飢饉」¹で次のように述べています。すなわち、元禄8（1695）年の津軽藩の飢饉は、直接の原因が冷害であり、その兆候は4、5月頃から見られたにも拘わらず、7月になっても藩の役人は、大したことはないと考えていました。

津軽藩士・添田儀左衛門貞俊の「耳目心通記」によれば、このような状況判断の下で藩は、6月末から7月にかけて藩米約10万俵を他国へ移出したのです。元禄5年も凶作でしたが、翌年も藩米と町米とを合わせ80～90万俵が藩外へ送られており、藩内のコメは払底していました。

同年8月になって冷害は確実となり、米の値段の急騰を招いて飢饉は決定的となりました。

凶作にもかかわらず藩米を移出していたのは、津軽藩に膨大な借金があったからです。

同年9月に、藩は高利貸商人・丁子屋に1万5000両もの借金があり、これを藩からの廻米²という形で少しずつ返済していました。もともと津軽藩は、京都の金主から借金していましたが、これを丁子屋が肩代わりし、代りに廻米を扱う権利を得ていたのです。したがって、津軽藩が米を京都の金主に廻さなければ、丁子屋が潰れることになり、藩は信用を失って今後の金策がつかなくなります。このため、飢餓状態であっても、津軽藩は米を大量に移出しなければならなかったのです。また他藩も同様に凶作にあえいでおり、閉鎖的な穀留³という方策がとられたため、藩内ではやりくりがつかず、餓死者を出すような状態に追い込まれていきました。

仙台藩士・大和田権兵衛が寛政二（1790）年に記した「管見録」には、「天明の飢饉も、其実は御領内さほと凶作には相聞不申。穀を締め候手段を致し、損候様に相見得候」と記している。凶作といっても、生産力自体は決定的に落ち込んだわけではなく、穀留を行ったため飢饉になったのです。幕藩体制の下、地域的自立性を持った藩が、それぞれ閉鎖的にコメの流通を押さえていたことから、その円滑な供給が難しくなったのです。



写真 85-1 百間蔵跡と津留穀留卸番所跡
（出典）（先生の撮影でしょうか）

1 原田信男（2006）「コメを選んだ日本の歴史」文春文庫 P168-170

2 廻米：江戸時代、諸国の年貢米などを江戸・大阪に回送したこと。生産地から市場に送られてきた米。

3 穀留：飢饉や凶作などで米穀が不足し、米価が暴騰するのを抑制するため、領主はしばしば穀留令を出し、廻米以外の商人米の他領への移出を禁止した。

写真 85-1 は、兵庫県高砂市高砂町藍屋町 1711-32 に残る百間蔵跡と津留穀留御番所跡⁴の記念碑です。

百間蔵は、江戸時代初期、姫路藩主池田輝政が京の伏見にあったものを移築したと言われています。

江戸時代、高砂は漁業や海運業の拠点として発展し、港町高砂の物流の中心地となりました。

加古川を下る物資は全て高砂に運び込まれ、蔵は姫路藩の倉庫としてだけでなく、諸藩や旗本の年貢米の集積地として繁栄したのです。

姫路藩では年貢納入以前の米の売買、流通を一切禁止する津留穀留を行っていたため、加古川上流から下って高砂に来る川舟を対象として、米の移出入を監視する津留穀留御番所が設置されました。

発行:(公社)国際農林業協働協会(JAICAF)

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目 10-39 赤坂 KSA ビル 3 階

⁴ 津留：室町時代から江戸時代にかけて、封建領主が米穀その他の物資の他領との移出入を制限・停止したこと。多く、津 (=港) で行なわれた荷留(にどめ)。室町時代には、軍事的要求に基づく場合が多い。江戸時代になると、商品の移出入統制が、物価調節・自領内産業の保護等、経済的な理由による場合が多くなり、自領と他領を連絡する水陸交通の要路には口留番所などを置いて、人や物資の自由な領外移出入を取り締まった。(精選版 日本国語大辞典から)